

「居住支援協議会等が必要と認める改修工事（再確定）」

居住支援協議会名： 熊本県居住支援協議会

《記入要領》

補助対象項目移行後の「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」の対象となるものを以下のとおり「補助対象工事細目一覧」にしましたので、各居住支援協議会等が必要と認める改修工事に該当するもの（共用部分・住戸部分）に○をつけてください。

No.	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 補助対象工事細目一覧	共用	住戸
001	居住支援協議会等が認める工事		
002	入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事		
003	車いす対応台所の設置等	○	○
004	車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置	○	○
005	福祉型便所の設置等	○	○
006	脱衣所、玄関に腰掛け台の設置（固定）	○	○
007	聴覚障害者用お知らせランプの設置	○	○
008	点字表示の設置	○	○
009	居室の水栓器具の取替え（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等への取替え）	○	○
010	居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修	○	○
011	屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等）	○	○
012	緊急通報装置、安否確認装置等の設置（有料サービス用の機器・配管配線は除く）	○	○
013	ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室）		
014	断熱材の設置		
015	断熱・遮熱塗装	○	○
016	断熱タイル設置	○	○
017	断熱・遮熱フローリングの整備	○	○
018	グラスウール・押出し発泡ポリスチレン等の増設	○	○
019	断熱サッシの設置		
020	内窓設置	○	○
021	複層ガラス設置	○	○
022	断熱フィルム設置	○	○
023	断熱雨戸設置	○	○
024	遮熱ガラリ設置	○	○
025	断熱シャッター設置	○	○
026	気密シートの設置	○	○
027	暖房便座への更新（温水シャワー付含む）	○	○
028	高齢者・障害者・子育て世帯等を支援する施設の整備		
029	共用リビングの設置	○	
030	談話室の設置	○	